

# 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案 趣旨説明

ただいま議題となりました、自由民主党、日本維新の会、公明党及び有志の会の共同提案による「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨及び概要をご説明申し上げます。

いわゆる「憲法改正国民投票法」につきましては、「投票環境整備に関する事項は公選法並び」との考え方にのっとり、公選法の改正により行われた投票環境整備と同様の規定の整備を行う、いわゆる「7項目改正」が、昨年、成立したところであります。

その際、附則において、令和元年の公選法の改正により行われた投票環境整備のための2項目について、国民投票法においても同様の規定の整備を行うよう、検討を加えて必要な法制上の措置等を講ずる旨の規定が、設けられました。

加えて、本年には、更に1項目について、投票環境整備のための公選法改正が成立しております。

本法律案は、このような、既に措置されている「3項目」について、公選法と同様の規定の整備を、国民投票法においても行うものであります。

次に、本法律案の主な内容をご説明申し上げます。

第1に、平成29年の衆議院議員総選挙において、悪天候により離島から投票箱を運べなかった事例を踏まえ、安全かつ迅速な開票の観点から、開票日に近接して現地で開票所を設ける場合の開票立会人の選任に係る規定の整備を行うものとしております。

第2に、投票所の円滑な設置及び運営を図るため、投票立会人の選任要件を緩和するものとしております。

第3に、現在、AM放送の放送設備により行うこととされている「ラジオ放送による憲法改正案の広報のための放送」について、基幹放送事業者におけるAM放送のFM放送への転換に伴い、FM放送の放送設備によっても、行うことができるものとしております。

なお、この法律は、第1と第2の開票立会人及び投票立会人の選任に関する規定については、公布の日から起算して3月を経過した日から、第3のFM放送に関する規定については、2年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行することとしております。

以上が本法律案の趣旨及び概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。